

ポリファーマシー対策に関する業務手順書

【目的】

ポリファーマシーとは、単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物関連有害事象のリスク増加、服用過誤、服薬アドヒアランス低下の問題につながる状態をいうが、それだけではなく、本来は治療のために必要な薬剤が処方されないといった問題にもつながりうるものであり、適切に対策を行う必要がある。本手順書は、関西医科大学 香里病院において、ポリファーマシーに関して薬物療法の有効性、安全性の確保等の観点から、多職種連携の下で薬物療法の適正化を行うための標準的な業務について定めるものである。

本手順書に基づき、医療機関内で発生するポリファーマシーに関連する問題を解決するために、状況の把握、情報収集と評価、処方内容の見直し、啓発や教育活動等を行うこととする。

【多職種連携】

医師・薬剤師・看護師をはじめとして、必要に応じて患者に関わる管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等（以下、多職種）が連携して、次の「ポリファーマシー対策の実施」に基づき、患者の状態に合わせたポリファーマシー対策を行う。

なお、多職種間での情報共有については、テンプレート、掲示板等を用い情報共有を行う。

【ポリファーマシー対策の実施】

1. 情報収集と情報共有

- ① 医師または薬剤師は、必要に応じて診療情報提供書、お薬手帳、薬剤管理サマリー等を参照して、患者が服用中の薬剤を確認する。
- ② 医師または薬剤師は、関連ガイドライン等を踏まえ、特に慎重な投与を要する薬剤等の確認を行う。
- ③ 医師または薬剤師は、患者や家族等から服薬状況、薬物関連有害事象、理解度、減薬意向等を確認し、必要に応じて他の医療機関や薬局等と連携して薬物療法に係る情報を収集する。
- ④ 医師は、ポリファーマシーの可能性、類似した薬効や相互作用を有する処方内容等について、必要に応じて薬剤師に照会を行う。また、薬剤師は、必要に応じて医師に情報提供を行う。
- ⑤ 薬剤師は持参薬確認を行った際に、せん妄や転倒転落のリスクとなりうる薬剤を確認し情報共有を行う。

2. 処方内容の見直しの検討と評価

- ① 医師は薬剤師や看護師等と連携し、処方内容を総合的に評価する。必要に応じて非薬物療法（生活習慣の改善、環境調整、ケアの工夫等）を考慮した上で、薬物療法の適正化と処方内容の見直し（適切な用量への変更、薬物関連有害事象の被疑薬の中止、より有効性・安全性の高い代替薬への変更等）を検討する。
- ② 多職種間で薬物療法における薬物関連有害事象のリスクを共有する。この際、必要に応じて医師への情報提供や薬剤師へ確認・問い合わせを行う。

- ③ 処方内容の見直しが必要な場合は、医師または薬剤師は、患者や家族等に対し、処方内容の変更や中止等の理由および注意すべき点を説明する。
- ④ 医師または薬剤師は、処方内容の見直しの要点（変更内容、理由、経過等）を診療録等に記載し、処方内容を変更する際の留意事項を多職種で共有する。

3. 処方内容の見直し後の観察と再評価

- ① 医師または薬剤師は、日常診療や服薬指導等を通じて、病状の変化、新たな薬物関連有害事象の有無等、処方内容の見直し後の患者の状況や経過を確認する。
- ② 看護師等は、それぞれの観点で処方内容の変更による病状の変化、新たな薬物関連有害事象、療養上の問題点の有無等のモニタリングを行う。また、薬物関連有害事象の可能性を観察した場合には、医師または薬剤師に情報提供を行う。
- ③ 多職種で患者の病状や経過を確認し、必要に応じて処方内容の再評価を行う。

4. 退院時の情報連携

- ① 医師または薬剤師は、退院に際して患者や家族等に対し、入院中の処方内容の変更や中止等の理由および療養上必要な注意すべき点を説明する。
- ② 医師または薬剤師は、退院後も適切な薬物療法が継続できるように、必要に応じて診療情報提供書、お薬手帳、薬剤管理サマリー等に薬物療法に関連した情報ならびに処方内容の見直しの要点を記載し、患者の退院先に応じて医療機関や薬局等へ情報提供を行う。

【啓発活動】

- ① 職員等に対する医薬品の安全使用のための研修会等を活用し、ポリファーマシー対策を理解するための研修会を開催する。
- ② 患者や家族等に対し、診療や各種指導を通じて、ポリファーマシー対策の必要性に関する理解を求めように努める。

【その他】

- ・ 上記の内容を実施するほか、下記の指針等を参考にして業務を実施する。
 - 高齢者の安全な薬物療法ガイドライン：Minds ガイドラインライブラリ参照
<https://minds.jcqh.or.jp/>
 - ポリファーマシー対策の進め方：日本病院薬剤師会参照
<https://www.jshp.or.jp/activity/guideline/20230911-1.pdf>

附則 本手順書は令和7年4月1日から施行する。

関西医科大学 香里病院 医療安全管理部
薬剤部